

◇この議事速報は、正規の会議録が発行されるまでの間、審議の参考に供するための未定稿版で、一般への公開用ではありません。

◇後刻速記録を調査して処置することとされた発言、理事会で協議することとされた発言等は、原発言のまま掲載しています。

◇今後、訂正、削除が行われる場合がありますので、審議の際の引用に当たっては正規の会議録と受け取られることのないようお願いいたします。

午後一時三分開議

○山田委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。質疑を続行いたします。谷川弥一君。

○谷川委員 自由民主党の谷川弥一です。長崎の出身です。

諫早湾干拓事業についてお尋ねしたいんですが、その前に、民主党の政治姿勢について本当は二時間ぐらいでいたいんですが、一分だけ時間をいただいで話をさせていただきます。

問題は、二百七兆円の一割が無駄な金である、ここから始まるんです。なかつたんですね。我々はその前にいらつしやる山田さんに負けたんですが、私は、負けた理由は、やはり二万六千円です。黄色い紙で、ばんばんばんばん電柱に張りました。二万六千円、五万二千円、七万八千円と。最後には七万円と張つたんです。ばんばんばんばん。これで負けたということだけは頭に入れておいてく

ださい。

三月二日に、「私の履歴書」というのに安藤忠雄さんという人が書いているんですが、祖父が他界し、祖母と二人きりの生活になった、祖母は小言は余り言わなかったが、うそを言うな、約束を守れ、人に迷惑をかけるなとうるさく言われた。私もこう言われました。おばあちゃんに。これが日本人の田舎の原点です。覚えておいてください。コメントがあつたら、大臣、どうぞ。

○鹿野国務大臣 非常に大事なことだと思っております。

○谷川委員 これも二月二十五日の日経ですが、「せつかくマニフェスト選挙が定着し、民主主義の成熟が期待されたのに、肝心のマニフェストが欠陥品だった。これを作成した民主党の責任は大きい。」こう書いています。念のために。答えは要りません。

それで、諫干についての質問ですが、実は、私は昭和六十二年に長崎の県議会議員になり、ずっと当選以来、諫干、諫干、諫干。ずっと。五十五年かけてようやく完成しました。その後、長崎県連の自民党の幹事長になり、議長になつたので、人より、皆さん方には理解できないような思い入れがあります。諫干については、まずこれを御理解ください。

そして、衆議院議員は四百八十人いらつしやるんですが、予算委員会ではやりたかつたんです。どうしても理解がもらえませんでした。それは長崎のローカルな問題だよというところを方しかしてくれないんです。ですが、私は残念でならないの

は、これは決してローカルな話じゃありません。

皆さん方の近くの公共事業をちよつと頭に描いてください。新幹線であれ、スーパー林道であれ、何であれ、だれの地元にも公共事業はあります。

法的手続を踏んで、アセスをして、周辺の理解をもらうために二百八十億という補償金を払い、一生懸命苦労して苦労して苦労してでき上がった、国家の威信をかけて。そして、裁判官を、できるなら、三権分立だから、おれはここに呼びたいんだよ、参考人です。これも、もし可能なら次の機会にやらせてください。三権分立だから、おかしい裁判だつたら、それを質問していいでしょう。まあとにかく、それはおいておいてね。

それで、何が悪かつたのかなと僕は思うんだけど、これも、とにかく運悪く、地裁、高裁で負けた。これは負けたんだから。ただし、今からる述べていきますが、祈るような気持ちで、最後のよりどころに、最高裁に上げていただきたい、こういう思いが地元にはあるんです。理由は後で説明していきます。しかし、総理が自分の一存でそれを飛ばして、上げなかつた。

今からずつと言っていきますが、農林大臣も官房長官も、上げるといふ意見だつたでしょう。それを、総理の、要するに環境族というのか、諫干について公共事業の悪玉のターゲットにしたという歴史というのか、その瞬間は総理であることを忘れてるんですよ、私に言わせたら。いまだに野党の党首の気持ちだつたんでしよう、ばあんとけ飛ばしているんだよね。それを今から説明していきます。

なぜこんなに怒るかというところ、わかっていた。大事なことで、大臣、わかってくださいよ。ちよつとだけ諫早の市民になったつもりになってくださいよ、ちよつとだけ。皆さん、そこにいらつしやる人たちは。諫早というのは、阿蘇山が何万年前に噴火した湯が物すごく詰まっているんだ、有明海の底には。それが、日本一の六メートルという干満の差、激流でどおつと本明川のあの川口に持つていくんだよ。たまたまってくるんだよね、こうして。ふさぐんですよ、水路を。

だから、地元の人たちは苦勞して苦勞して、江戸時代から、ずつと昔から、みお筋をつくつていけるよ、泥まみれになって。それを、苦勞して苦勞して、こういう生活は嫌だと。昭和三十二年には大水害で何百人と死にました。そういうのを踏まえて、何とかしてと、苦勞して苦勞して、五十五年かかってつくつたんです、これは。それで、ようやく水害の恐怖から今逃れ出たところなんです。それをあのとおりにつぶした。

それを前提に話をさせていただきますが、これは、判決があった次の日の、去年の十二月十六日の読売新聞です。

仙谷官房長官や農水大臣も開門調査は必要と考えたが、常時五年間の開門を求める高裁判決は乱暴だとして、上告に前向きな姿勢だった。にもかかわらず総理が押し切った背景には、上告すれば変節と批判される、世論を強く意識した側面があると見られる。ただ、総理が決断の前に、関係者と議論を尽くしたり、根回ししたりした形跡はう

かがえない。地元の長崎県側にも事前連絡はなく、県幹部は、テレビで初めて知った、ひどい話だと言っていた。西岡参議院議長は、記者発表後に首相から電話を受けたが、開門は認められないと首相に怒りをぶつけた、あけたら何が起こるかかわからぬ、かんかんだった。こう言っているんです。

常時開門には六百億以上の対策費が必要との試算もあり、補償金などあわせ、予算確保も課題になる。首相の念頭に、具体的な対策が想定されている様子はなく、政府内では、三年後の開門時に皆さんが首相でいる可能性は低いから決められたんだ、こういう見方もささやかれている。こういうふうに言っているんです。

諫早湾干拓を実施した農林水産省は、上告断念は、漁業被害との因果関係を認められた福岡高裁判決が確定し、同省の事業を国が否定したことを意味する。こういうふうにも書いています。

地元紙には、民主党の検討チームが十五日に発足した。会合の冒頭で、筒井副大臣は、開門調査は判決にかかわらず行い、排水門開放の判決が出た場合には、上告することで官房長官とは合意していた、こう説明した。こう書いています。

これを頭に入れておいてくださいね、まず。そして、これは公明党の遠山委員の質問ですが、二十三年、ことしの二月三日の予算委員会の質問の議事録ですが、農水大臣は、一月二十三日、諫早湾にみずから赴かれ、農水大臣御本人としても上訴するよう総理にお願いしたが、総理の決断で上訴を断念した、なぜ、これだけ地元が反対するのに、農水大臣も反対するのに、この判決を確定

する上訴を断念したのかという質問に対し、ノリの被害とかいろいろな漁業被害が出ている、こう言っているんです。

ノリの被害は出ましたけれども、その後、何年か後に大豊作だったんですよ。もし諫早が関係あるんだつたら、ずつと不作なんだよ、本当は。そういうふうな事実を全く把握していないんだよ、この人は。だから、私は残念でなりません。いかがですか、ここまでは。私たちの残念だという気持ちを含めて、大臣、もうちよつと頑張ればよかつたなと思いませんか。

○鹿野国務大臣 今、諫早湾に長い間取り組んでこられた谷川先生の思いをお聞かせいただきました。

そういう中で、去年の十二月の六日、お話のとおり、福岡高裁判決が出されたわけでありまして、この判決を重く受けとめられて、総理の判断で上告を行わないということが決定されたわけでございます。

いろいろと、お話のとおり、この間、政府内でも協議が行われたわけでありまして、農林水産省といたしましては、判決の本文の内容というふうなもの、が不明確だということもございまして、防災なり営農なり漁業への影響というものが懸念されるといふ問題点があるのではないかと、こういうようなことから、上告をした上で、原告側及び関係者の間で和解による解決を求めていったらどうか、このような方針というふうなものが望ましいということ、を総理にも御説明をいたしたところでございました。

総理自身も、今申し上げたような問題があることを十分に理解してもらった上で、開門によりまして地元の方々に不利益を強いることがないよう対策をしっかりとるということを前提として、管内閣として上告をしない、こういうような総合的な判断に立ったものと思っておるところでございます。

○谷川委員 では、個別にお尋ねしますが、福岡高裁の判決には問題点があります。

一月三日の日経新聞に、「三度目の奇跡」という記事がありました。七十年前の日米開戦前夜に日本と英米の経済力は一対二〇という正確な日本の国力を予想し、持久戦には耐えられないという報告書を陸軍首脳は黙殺しました。その報告は葬り去られ、戦争になり、悲惨な結果になったんです。詳細な分析も行わず、現実も直視しない判断がどんなに悲惨な結果をもたらすか、歴史が証明しているわけです。

今回の諫干工事差しとめ等請求事件の福岡高裁の判決は、諫早湾干拓事業の潮受け堤防排水門を五年間開放することを国に命じています。

この判決には多くの問題があるので、以下述べますが、防災について、潮受け堤防締め切り後は、調整池をマイナスメートルの水位で管理するので、海水の遡上がなくなり、潟土の堆積がなく、常時排水は大幅に改善されているんです、されているんです。それで、高潮被害もなく、湛水被害も大幅に改善され、地域の人たちは安心な生活を送っているんですが、その防災機能は十分發揮されているのかかわらず、この判決は、潮受け堤

防の防災機能は限定的と言っているんです。限定的と言っている。

整備途中の本明川の平成十七年の整備状況を見て、常時排水の改善を防災機能として評価するのは困難だと言っているんです。完成していないんだから、まだ、途中を見て困難だと言っているんです。

それから、気象予報は八十三回のうち二十五回しか当たっていないというデータがあるのに、相当地度実績と符合する予報と判断し、その予報をもって、必要なときには閉めればいいじゃないか、こう言っているんですね。当たっていない天気予報をもとに、前もって閉められる、こう言っているんです。

また、営農については、代替水源確保の具体策はないんです、ないんですよ。行って調べて、ここにあると教えてください、あるんだしたら。にもかかわらず、かんがい用水確保のための潮受け堤防締め切りが必要不可欠とは言えないと判決では言っている。塩害、潮風害の危険性は認めないとか、事実を無視した判断がされているんです、この判決は。

漁業についても、短期開門調査時に漁業被害があったのに、排水門の常時開放によって漁業被害が発生する具体的危険性は認められないと言っているんです。参考人として呼ばれないかな、この裁判官は。これも非常に重大ですよ、事業開始前に漁業補償を補償契約に基づいて行っているにもかかわらず、原告には物権的請求権をあると言っているんですよ、この判決は。

言い出せば切りがありません。数多くの問題点を含む判決であります。知っているのかな、総理は。知らぬのでしようよ、恐らく。勘でやったんでしよう、菅だから。

このように問題がある判決について、農林水産大臣はどのようにお考えなんですか。判決について。

○鹿野国務大臣 いろいろ先生から今お話があったわけでありませぬけれども、基本的に、重ねて申し上げますけれども、高裁判決を重く受けとめた、こういうふうなことが一つの判断であった、このように受けとめをいたしておるわけでありませぬ、その際に、防災上また営農上、漁業者の方々に対する影響というふうなもの、これはしっかりと対応策をしていかなきゃならない。こういうことについて非常に重要な課題である、こういうふうなことが総理自身にも十分わかっていただいた上での総理の判断であった。

こういうふうなことで、開門により、地元の方々に不利益を強いることがないように万全の措置を講ずるといふことが、当然総理からも指示があるわけでございますので、そのことを前提として上告を断念した、上告を行わなかった、こんな受けとめ方を私どもはしておるところでございます。

○谷川委員 特に副大臣は、大臣ももちろんですが、全部わかっていると僕は思っているんです。私と全く同じ世界の人ですよ、考え方は。顔を見てわかりませぬ、僕は。ただ、立場が違う。座っている場所が違うから、けんかしなましようが

ないんです。同類ではあつても、僕は、きょうは激しく言わざるを得ません。わかってください、立場が違ふんです。わかった上で言っているのだから、悪いんです。相手の気持ちにはようわかっていっているから、僕は。

しかし、菅さんという人は変わっているよ、本当に。それは、野党のときは何を言ってもいいんです。しかし、船長としていすに座ったからには、天下万民のためにやるべきなんです。切りかえるべきなんです。頭の中は、それを、切りかわっていない。この判決の瞬間は環境族の党首になったんだよ。そうとしか思えません。

もっと詳しく言わせていただきますと、まず三つあるんです。防災上、あげたら、何と言おうが防災の効果を発揮できないんです。なぜなら、堤防を締め切っているからね。マイナスメートルなんだよ。どんだん雨が降ったときに、これが一メートルで、こう受けるんだから。それがなくなつて、何で防災の機能が発揮できるんですか。

何を質問しても、こんなふうには言っているんだよ。もうあきれられるんだよ。総理は、原稿は自分で書いていませんけれどもね。「開門に伴い防災上の悪影響が生じないよう、「どんなにしたらできるんだよ、あんなことが。開門の方法、時期、期間について関係者と話し合いを行うとともに、必要な対策を講じていく考えでと、こう言っているんです。全部ですよ、全部の答弁に。読んでください、そこに配っていますから。全部、二十三項目の地元の質問に対して、総理はほとんどこれ

で答えているんだよ、答えは。あなたは目がきれいですねと、朝から晩までずっと言われてうれいですが、言われた方は。変わっていますよ、この人は。皆さんもおつき合ひするのは大変ですよね。

怒つても一緒だから、質問していきます。

まず、三つある。防災上どうにもならぬということ、水が塩水に変わつて営農できないということと変わりはしないんです。ということ、一番、皆さん方、だれも理解してくれないんだけれども、江戸時代から営々とさつき言ったような干拓を繰り返してきたので、ちっちゃな樋門をつくり、ちっちゃな樋門をつくりしてきたので、満水時よりマイナスメートルの田畑が二千七百ヘクタールあるんです。これが、ここに潮受け堤防ができたために、長年かかって塩分が抜けて立派な畑になっている、二千七百ですよ。新しい土地は六百七十かな。二千七百。それが、またあけたら塩水がだあつと来て、またもとに戻す。恐らく皆さんも、そのことが全然わかっておらぬと思えますよ。わかっておらぬと思えますよ。そうしたら、ここに田んぼを持っている人は喜んで、よし、今から、稲だけじゃなくて野菜もできる、果物もできると喜んでここでつくつておったんだから、ニンジンとか野菜も含めて。それがまた稲しかできなくなるんですよ、これをあけることによって。それもわかつておらぬと思えますよ、僕は。そういうことと、水がどこを探してもないんだって、本当に。

例えばこんなふうには言っているんだよ。浄化槽

の一日に六千立米の浄化した水を使えと言うけれども、浄化してつくった、タマネギやニンジンもだれが買いますか。今、ブランドというのは、有機野菜だよ、水がきれいだよ、こんなに売っているんだよ。それを、うんこを処理した水でつくったんだよ。それを、だれが買いますか。仮に買うとします。民主党の先生方が優しいから買ってくれるとします。ところが、使えないんですよ。上限が1ppmとなつているんだけれども、この水は8ppmぐらいあるから使えないんだよ。そんなのを使えと言っているんだから。

いかがですか。副大臣に今度は聞こうかな、大臣ばかりせんで。わかっているから、交代交代やってくれませんか。どうせわかっている人に私はあえて質問しているんですから。どうするんですか。できると言うけれども、できないんです。防災も水もない。それから、こつちの旧干拓地の土地も使えない。これをどうしてやると言うんですか。○筒井副大臣 今の先生の言われること、多くがどうかほとんどが理解できる御主張だというふうには思っております。

そして、この判決は、防災上やむを得ない場合を除いて三年以内に五年間開門せよというのが主文でございまして、国が直接拘束されるのはその部分でございまして。その部分だけでございまして。それ以外の判決の理由中に示されたことに法的に拘束されるわけではない。

ただ、その拘束される主文中のものでも、「防災上やむを得ない場合」というのは具体的にどのような場合なのか。これを厳密に考えていけば、

いろいろな考え方があってございまして、五年間開門といっても、開門の方法もまたいろいろなやり方があるわけございまして、今環境アセスをやっているところございまして、そこで、先生御存じのとおり、三ケースで今調査をやっているわけございまして、全面開門、段階的開門、そして一部開門、これらの場合にどういふふうな影響を与えることになるのか。その開門のやり方、開門の程度、それと防災、営農対策、漁業対策は相関関係にあるわけございまして、それに対してどういふふうにやっていくかということが厳密に確定をしなければいけないわけございまして。

そして、今の先生の水の問題について申し上げます。前に、もう先生もこの点は十分御存じだと思いますが、農水省も今、環境アセスの素案が五月に出るから、その素案が出てから具体的な開門の時期、方法、事前対策の本身、これらを確定していきたいというふうに考えているわけございまして、その環境アセスの素案が出る前に、そういう自身を具体的にだせという要求を農水省が受けているわけございまして、しかし、それはできない。科学的知見に基づいたその調査の結果に基づいて、開門の方法、対策等を打ち出していくんだという形、そういう姿勢をはっきりしているわけございまして。だから、それまでは具体的な対策の本身とかそういうものを申し上げることは差し控えたいと思っております。

しかし、水の問題に關しましては、営農上の問題としても極めて重要な問題でございまして、もうこれも先生御存じのとおり、別の水源を探す、

河川水を探す、それから、先生も先ほど言われた汚水処理水を浄化して使う、あるいは地下水を使う、今までもそれらのことが検討されているわけございまして、いざいざ、これも先生おっしゃるとおり、非常に難しさを伴っている。

今挙げた三つの水源以外に、水以外に他の方法がないのか、他の方法があるとして、それがどのような形をすれば可能なのか、これも含めて検討をしていかなければいけないというふうな考え方をしております。

○谷川委員 冷静にやろうと思ったんですが、立ったらやはりかつかしまして、頭が、整理がつかなくなっているんですが。

一番考えていたいただきたいのは、福岡高裁の矛盾点なんです、矛盾点。何で、何回も言いますが、潮受け堤防は洪水や高潮などの防止に一定の役割を果たして、ここところは何なのかと思うんだよね、僕は。

要するに、農水省が、菅首相の顔色を見て、ともに裁判で自分たちの主張をしなかったのか、もしかしたら。裁判記録をずっと読んでみてくださいますよ。あける必要はないんだという、ああいう結果にならぬような反論は余りしていないじゃないですか。

副大臣、この辺にコメントはありませんか。農水省はサボったのかな、裁判のときに。

○筒井副大臣 この潮受け堤防自体を農水省が主体となって建設したわけございまして、その必要性についての主張に今の点は絡むわけございまして、農水省は一生懸命その立証のために努

力したというふうな思っておりますし、直接は法務省の検事が、訟務検事が裁判所に出ていってやるわけございまして、そういう場所で主張すべきものはきちんと主張した、そういうふうな考え方をしております。

○谷川委員 それでは、もうちょっと具体的に、抽象論だけで終わってはかきませんので、具体的に話を聞きます。

例えば、小潮のときに一週間近く排水できない場合があるんです。正確な週間予報が期待できない中でどうして防災機能が確保できるのか、具体的な排水門の管理方法を示してくださいという御質問を総理にしたときに、どんなお答えか御存じだと思いますが、開門に伴い防災上の悪影響が生じないよう、開門の方法、時期、期間について関係者と話し合うとともに、必要となる対策を。さつきと全く一緒なんです。こればかり答えるんですよ、何を質問しても。

大臣、副大臣は普通の人ですから、前大臣の山田先生も弁護士ですから、知恵をかりて、この変わった人を何とか説得する方法というのはなかったんですか。変わっていますよ。何を聞いてもこの答えだからね。幾ら人に書かせたにしても、自分の回答書を出すときには読んではいらぬでしょう。どう思いますか。全部これですよ、答えは。そのことについて。

○筒井副大臣 それは先生のおっしゃるとおりでございまして、ただ、やむを得ない点もありまして、それを具体的に、小潮の場合、大潮の場合、それぞれの状況がどうなるのかを言うためには、

開門の方法、程度、これに影響されるわけでございます。今三ケースで検討しておりますから、それぞれについてどう開門の方法をするのか、これに影響されるわけでございます。

同時に、そのことは、事前対策をどの程度どういうふうにとらなきやいかぬかにも影響するわけでございますから、環境アセスの素案の結果が出てからだという点は、首相に限らず、農水省の方としても、その前は具体的にはなかなか御説明をすることができないというふうに考えております。原告弁護団の皆さんからの強い要求もあるんですが、その場合もそういうふうにお答えをしているところでございます。

○谷川委員 副大臣は環境のアセスばかり言っています。それなら、環境アセスの結果が出るまで上告して様子を見るという手は、普通の人の考える手ですよ。確定してしまつては重いですよ、選択が狭まるんだから。

それなら、そういう一歩前に、何で決断する前に地元と話し合つてくれなかつたんですか。ここがポイントですよ。地方分権、地方分権と言つて、あれは選挙の票をもらうために言っているんですか。本当は地元なんかの人の意見を聞く気はさらさらないんですか、民主党というのは。何で寄つてたかつて総理を説得してくれなかつたんですか。だって、織田信長の家老は腹を切りましたよ、平手政秀は、諫死というのもありましたよ、昔は。死にまでせぬでいいんですから、何でもうちよつと努力してくれなかつたんですか。

○鹿野国務大臣 今、どうして前もつて話がなか

つたか、こういうことでございます。この点につきましては、私も一月二十三日、長崎県に参りまして、知事初め議会議長、関係者の方々と二時間以上にわたりまして意見交換をさせていただいた際に、私ども、前もつて何の話もしなかつたということについてはまことに申しわけございませんでしたと心からの陳謝をさせていただいた次第であります。

○谷川委員 それでは、時間も迫ってきたので、判決全体について、開門による漁業被害解消の可能性について、判決では、開門により漁業被害が解消されるかについて定量的かつ科学的に全く証明されていない、国は開門すれば漁業被害が解消するかどうかについて、どう考えておられるのか、科学的根拠について、具体的に示していただきたい、開門が新たな被害を地域にもたらすことは確定的であるにもかかわらず、国は漁業被害が解消されるか否か定かでない開門をあえて行う必要があると考えるのか、考えを示していただきたいというふうに総理に質問した。書いていますから読んでください。そこに配っていますから。

回答書は、開門は、諫早湾及び有明海の環境に対して、負の影響を与える可能性がある一方、海水と調整池の水が混合することなどにより漁場環境が改善する可能性があると考えられます。開門による漁業への影響について、現在実施している環境アセスにおいて検討しているところですが、これだけ答えているんです、これだけ。

漁業被害が解消するかどうかについて、科学的根拠に基づいて具体的に示すよう尋ねているのに、

これじゃ回答になつていないでしょう。日本語がわからないのかな、もしかしたら。

それで、アセスで検討すると答えている人が、開門による負の影響と改善する可能性の正の効果を比較考量せず、開門のみ決めたのか。これらについて具体的な科学的根拠があるのか具体的に示してくれ、こう言っている。示してくれませんか。

○鹿野国務大臣 先生からの御指摘の点につきましては、筒井副大臣から答弁をいたしましたとおり、いわゆる開門する際に三つの方法、そういうふうなことが検討されるわけでありませうけれども、防災上、また営農上、そして漁業に対してどういう影響を与えるかというところをやはりしっかりと把握しながら対処していかなくやらない。そういうことから、環境アセスの素案というふうなものの中で一つ具体的な形で御提案をさせていただく、こういうようなことになるものと思つておられるところでございます。

○谷川委員 では、環境アセスについてお尋ねしますが、仮に、環境アセスの結果、常時開門が適当でないとなつた場合、国はどうするのかというふうに質問しているのに、回答書では、開門に当たっては、環境アセスの結果を踏まえて、また同じですよ、防災、営農、漁業への影響に十分配慮し、開門の方法、時期、期間について関係者と話し合いを行うとともに、ここでよく関係者と話し合つて、この人は、政府と一体となつて万全の対策を講じることにより、長崎県関係者の理解と協力が得られるよう誠意を持って取り組んで

いく、こう答えるんです。

開門の是非を検討する本来の環境アセスの性格からすれば、環境アセスの結果、常時開門が適当でないとなる場合も想定されるんです。その場合の国の対応を質問しているのに、総理はこれに回答していません。総理は、環境アセスの結果、常時開門が適当でないとなる場合は想定していないのか、最初から結果ありきの環境アセスを考えているのか、答えていないんです。かわりに大臣が答えてくれませんか。何かコメントはありますか。

○鹿野国務大臣 重ねてのことになるかもしれませんが、環境アセスにおきまして、開門の方法として三つのケースを選定いたしました。それぞれの方法ごとに影響の予測、評価というふうな対策を検討しているところでございます。

そして、この環境アセスメントを踏まえて、調整池周辺低平地の排水や既設堤防等に防災上の悪影響が生じないように、また、開門の方法、時期、期間について関係者と話し合いを行うことによりまして、調整池周辺低平地の排水ポンプの設置、既設堤防の改修等の対策を講じていくというふうな考え方に立っているところでございます。

いずれにいたしましても、今年の五月にこの結果素案を取りまとめた段階におきまして、長崎県関係者とも十分説明をさせていただきながら進めていかなきゃならないことだと思っておるところでございます。

○谷川委員 なかなか納得できないんですが、具

体的検討や方策を持たないまま開門を判断したと私は思っているんです、総理が何と答えようが。いろいろな新聞記事を見たり、いろいろなデータを集めて、ああ、この人は実態を何も把握しないで、ただ自分の主義主張のためにやっつたんだとか。上告しないということも僕は言っているんです、ずっと。なぜ上に上げなかつたのかと。

例えば、この病院に行つてあなたはがんだから死ぬよと言われたら、ここに行つたら助かると思ふじゃないですか、もしかしたら。思いませんか。ここに行つたら助かるかもしれないと思ふじゃないですか。一緒に、一緒に助かるかもしれない。高裁で負けた、上げて上げて上げて。関係者は祈りをするんですよ。それが、全く何の調査もしないで、自分の主義主張だけでほんとやられたら、地元は泣くに泣けないんですよ。そのところをよくわかつてくれぬといかぬですよ、理屈を言う前に。

ですから、そのところを踏まえて僕は言っているんですが、福岡高裁の判決では、諫早湾及びその近傍以外の海域においては、本件潮受け堤防の締め切り等による潮流速の有意な減少を認めることはできず、成層度の強化や底層の貧酸素の促進は認めるに至らない、こう言っているんです。以上の次第であるから、本件事業と環境変化との関係を高度の蓋然性を持って認めることはできないとおるんです、判決は。

それなのに、諫早湾干拓事業の潮受け堤防締め切りと諫早湾口、近傍漁業被害との因果関係は認められないと言っているのに、総理は、県の質問

状に対する回答では、「諫早湾及び有明海における漁獲量の減少要因としては、過剰な漁獲圧、温暖化による海水温の上昇、ナルトビエイの食害の増加等複数の要因があると指摘されているものの、未だ科学的・客観的に十分な解明」がされていない、要するに、原因は不明と回答されているんです。

それを、この間の二月三日の衆議院予算委員会において、遠山議員の質問に対して、何度も現地に足を運び、その間、長崎に限らず、福岡、佐賀、いろいろな方々から、ノリの被害など、これも全然違う、ノリは諫早とは関係ないんだよ。わかってくください。調べてください。諫早がきた後、ノリは史上空前の豊作になっているんだから、関係ないでしょう。それを総理は、予算委員会の答弁でノリの被害があると言っている。

全然実態を知らないんですよ。どうですか、総理に徹底して教えてみるつもりはありますか。

○鹿野国務大臣 総理自身が長い間この諫早問題にも取り組んできたということは、先生御承知のとおりであります。そういうようなことも踏まえて、高裁判決を重く受けとめたというふうなことから判断がなされたわけでございますけれども、総理自身も、基本的に、この開門等をどういう方法でやっていくかということでございますけれども、いろいろな方法があつたとしても、この開門によつて防災上、営農上あるいはまた漁業というふうな方々に対してやはり影響があるとすれば、万全の策を講じてやっついていかなきゃならない、このことは非常に大事なことで、こういうふうな

考え方に立っておるといことだけは御理解をいただきたいと思えます。

○谷川委員 私が去年四月二十二日に当時の大臣に質問したときに、赤松大臣は、科学的なデータやきちつとした調査に基づいて、きちつと結論を出していくのが政治家、大臣としての私の使命であり役割である、地元の見解を無視して強行してなんということはやらない、地元の皆さんの了解をとらなければあけるなんということはやらないと明確に答弁しております。

にもかかわらず、総理は、同じ政権の所管大臣の答弁を独断で覆し、環境アセスによる科学的、客観的検証の結果も出ないまま、地元の了解もとらずやっているんです、何と答弁しようが。

だから、カパーする気持ちはよくわかります。何回でもカパーしてください。議事録を持って僕は選挙区を回るんだから。どンドン総理をカパーしてくださいよ。しかし、つじつまが合わぬことはそっちの失政になるよ、つじつまが合わぬ答弁をしたら。やはりかばい切れない部分があるのじやないですか。思いませんか、副大臣。この総理はかばい切れぬわと思いませんか。

○鹿野国務大臣 赤松大臣等々のときにおける大臣の発言等々、また、そういうふうなことは本当に重く受けとめなければならぬところでございます。そして、それだけに、前もって長崎県関係者の方々に何ら具体的な形でお知らせをすることなく判断をしてしまったということに対しては、重ねて申し上げますけれども、私は心から申しわけなく思っておりますということを陳謝しておるところ

でございます。

○谷川委員 西岡議長が、文芸春秋二月号で、今までのいろいろ言っているんですが、それを踏まえられて、十分な検討をされたはずであるにもかかわらず、総理が福岡高裁の判決に対して内容を詳細に分析することなく、理解もしないで上訴の放棄を判断したとしか私には考えられません、何と云われても。質問状に対する回答においても、具体的な回答は全くありません。くどいですけれども、皆さん、必ず読んでください。

同じ民主党の重鎮である西岡議長が文芸春秋において、総理はスタンドプレーありきの思いつきいぐらいいです。いろいろなことを言っています。皆さん、手に入れて読んでください。

一番ここで皆さんに考えていただきたいのは、こうして防災機能をしている、そして塩分が上にあがってくるのを阻止している、これをあげてこうしたら全部ぐちやぐちやになってしまう。これをもとに直す方法はない。副大臣は、なかったらあけぬと言っていますけれども、本当にあけないんですか。我々は今から一生懸命かかって証明すればいいんですね。五年間あけたら防災機能を維持する方法はないと証明すればいいんですね。

○筒井副大臣 先ほど申し上げましたように、環境アセスばかり言っていると言われましたが、これは長崎県側の意見でもあるというふうに私は理解をしております。今、科学的知見に基づく調査というのはこの環境アセスしかありませんから、

それを見た上でなくて、その前に、それがない段階で具体的な開門の方法や対策を決めたとすれば、それは長崎県側からもより批判されるんじゃないですか。

だから、そう言って……（谷川委員「だから上に上げろよと言っているんだ」と呼ぶ）いや、まずそれが前提で、その上で、今の環境アセスの三つのケースの場合にどういうふうになるのか。一部開門を含めてでございますから、その場合には全体の中で必ず対策はあるし、対策ができるものというふうに今のところ考えているところでございます。

○谷川委員 時間がもうないので、最後に、地元の声をお届けします。

諫早市長がこう言ってくれと言っているんですが、常時開門により、潟土が堆積し、かつての洪水被害や排水不良が予想され、調整池水位をマイナスメートルで管理できず、防災機能に大きな影響が生じ、地域住民の生活に重大な影響を及ぼすため、地元は非常に不安です。海水導入により広大な調整池が農業用水に使えず、代替水源も何一つ具体的に示されず、干拓地の膨大な農業用水を確保できる新たな水源はありません。また、干拓地及び背後地で塩害や潮風害が再び発生するおそれがあります。二百五十メートルの二カ所の排水門から海水が入りし、排水門周辺で速い潮流が生じ、潟土を巻き上げ、諫早湾外まで濁りが拡散し、魚介類や海藻類への深刻な被害が予想され、調整池の淡水系の生態系なども破壊されます。こう言っています。

雲仙市長は、これまでに長年、たび重なる排水不良や高潮により、住宅、農地は被害を受けてきており、諫早湾干拓事業が半世紀にもわたり紆余曲折を経てやっと完成し、防災、農業生産向上と地域住民の悲願がかないました。今回の国の対応は、これまでの国の一貫した政策を否定するものであり、雲仙市民の合意は得られるものではなく、とても容認できません。こういうふうに通っているんです。

どんなふうに答えたらいいか、ちよつとだけでも、大臣、教えてください。帰ってから私はこの人たちにどんなふうに通ったらいいか、教えてください。

○鹿野国務大臣 諫早の皆様方のお声というものは、お考えというものは、重ねて申し上げますけれども、私も直接お聞かせいただいておりますのでございまして、それだけに、開門というふうなことになった場合に、方法はいろいろありますけれども、営農上も防災上も、漁業者の方々にも影響がないように、不利益を強いることがないように、形であらゆる努力をしていかなきゃならない、こう思っておりますのでございます。

○谷川委員 もう時間がないので、また党内でお願いして、次の機会にもう一遍整理して、再度、僕は諫早については質問させていただきます。

最後に、T P P についてですが、全く諫早と一緒に、諫早と一緒にですよ。何かというと、平成の開国をやるんだと。開国をやるんだというところは、鎖国をしているということなんですよね。

ところが、農産物の関税は日本は物すごい低い

んです、一一・七。韓国は六二・二でしょう。F T A で我々が目標としている韓国は六二・二で、うちが一・七。どこが鎖国をしているんですか。だから、この人は情緒的に、感覚的に、自分の都合のいいように考える癖があるんですよ。これは強く強く僕はお願ひしておきますよ。もうちよつと科学的知見に基づいて、統計学的に物事は考えていただきたい。

問題とするなら、七七八の米でしょう、三八・五の牛肉でしょう。これをゼロにしたらつぶれますよ。そこを頭に入れながら、つぶれない、こう言います。周辺の環境整備と言っています、具体的に、担い手をつくるんだ、規模拡大するんだ、流通を整備するんだと、実現を掲げて言っているけれども、それ以上のことは我々には全然入ってこない。こういうところでほんとT P P を構えなしにやったら、農産物がつぶれ、私のふるさとの壱岐、対馬、五島列島は無人数になりますから。

何かコメントがあったらどうぞ。

○鹿野国務大臣 谷川先生のT P P に対する基本的な考え方というふうなものは、これから総理自身、六月をめどにいたしました交渉参加をするかどうか判断していくことを言われているわけでありまして、そういう中で、いろいろ国会における議論、あるいはまた、これから情報を出せるだけ共有する中で国民の人たちにも提供して、どのようなお考えに立っているかというふうなことを総合的に判断していかなければならないと思っております。

○谷川委員 最後に要望して終わりますが、次の機会に、諫早については、きょうの答弁をもう一遍よく読んで、そして、さらに関係者と話し合った上で、もう一回冷静に沈着にやらせていただくことを願ひします。終わります。